

# コーポレートガバナンス

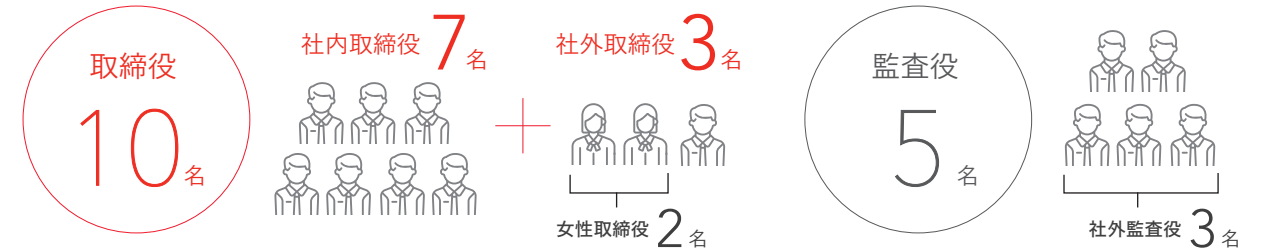
## 基本方針／体制

ニチレイグループは、持株会社体制のもと、事業会社が加工食品、水産・畜産、低温物流およびバイオサイエンス等の多岐にわたる事業を展開しています。当社の取締役会が当社グループの戦略を立案し、事業会社の業務執行を監督するという構造を採り、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。

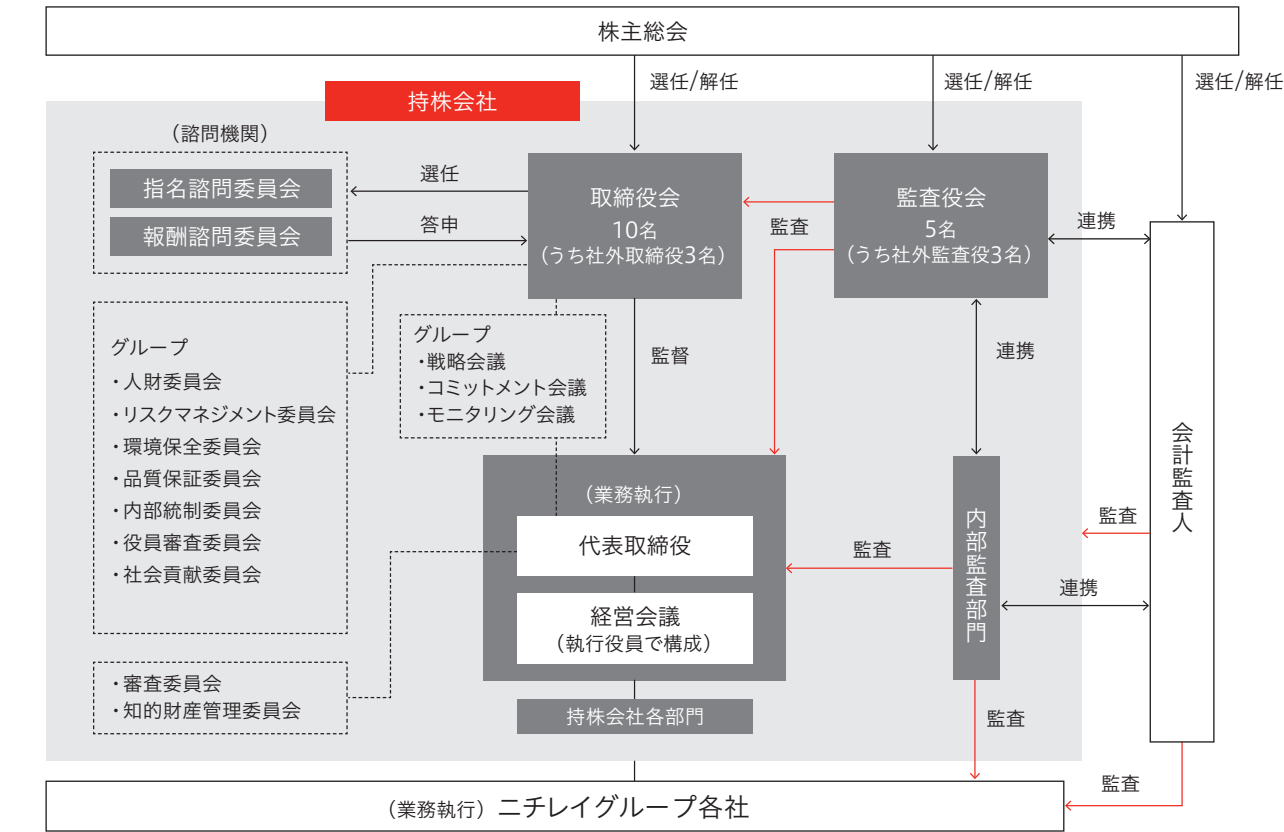
持株会社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則に照らし、公正かつ透明性の高い経営の実現を重要な経営課題と認識し、取締役会の監督のもと、適切な資源配分、意思決定の迅速化、コンプライアンスの徹底を推進するなど、コーポレートガバナンスの充実に努めています。

また、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を採用しています。

🌐 コーポレート・ガバナンス <https://www.nichirei.co.jp/corpo/management/governance.html>



コーポレートガバナンス体制図（2020年6月24日現在）



🌐 コーポレートガバナンス報告書 [https://www.nichirei.co.jp/sites/default/files/inline-images/corpo/pdf/governance\\_01.pdf](https://www.nichirei.co.jp/sites/default/files/inline-images/corpo/pdf/governance_01.pdf)

## 体制強化の歩み／委員会等の構成

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

|         | 指名委員会に相当する<br>任意の委員会 | 報酬委員会に相当する<br>任意の委員会 |
|---------|----------------------|----------------------|
| 委員会の名称  | 指名諮問委員会              | 報酬諮問委員会              |
| 全委員     | 5名                   | 4名                   |
| 社内取締役   | 2名                   | 1名                   |
| 社外取締役   | 3名                   | 3名                   |
| 監査役     | 0名                   | 0名                   |
| 委員長（議長） | 社外取締役                | 社外取締役                |

### 取締役会、各委員会等の委嘱状況

|         | 取締役会、各委員会等の委嘱状況       |              |
|---------|-----------------------|--------------|
| 代表取締役会長 |                       | ・経営会議        |
| 代表取締役社長 | ・取締役会                 | ・グループ人財委員会   |
| 社内取締役   | ・グループリスク<br>マネジメント委員会 | ・グループ環境保全委員会 |
| 常勤監査役   | ・グループ内部統制委員会          | ・グループ品質保証委員会 |
| 社外取締役   | ・グループ役員審査委員会          | ・グループ社会貢献委員会 |
| 社外監査役   |                       |              |

| 開催回数             | (年度) |      |      |
|------------------|------|------|------|
|                  | 2017 | 2018 | 2019 |
| 取締役会             | 19   | 19   | 18   |
| 指名諮問委員会          | 1    | 2    | 2    |
| 報酬諮問委員会          | 1    | 6    | 3    |
| 経営会議             | 21   | 23   | 20   |
| グループ人財委員会        | 2    | 2    | 2    |
| グループリスクマネジメント委員会 | 2    | 2    | 2    |
| グループ環境保全委員会      | 3    | 3    | 2    |
| グループ品質保証委員会      | 2    | 2    | 2    |
| グループ内部統制委員会      | 1    | 1    | 1    |
| グループ役員審査委員会※     | —    | —    | 1    |
| グループ社会貢献委員会      | 1    | 1    | 1    |

※必要に応じて委員長が招集

### ニチレイグループの コーポレートガバナンス体制強化の変遷

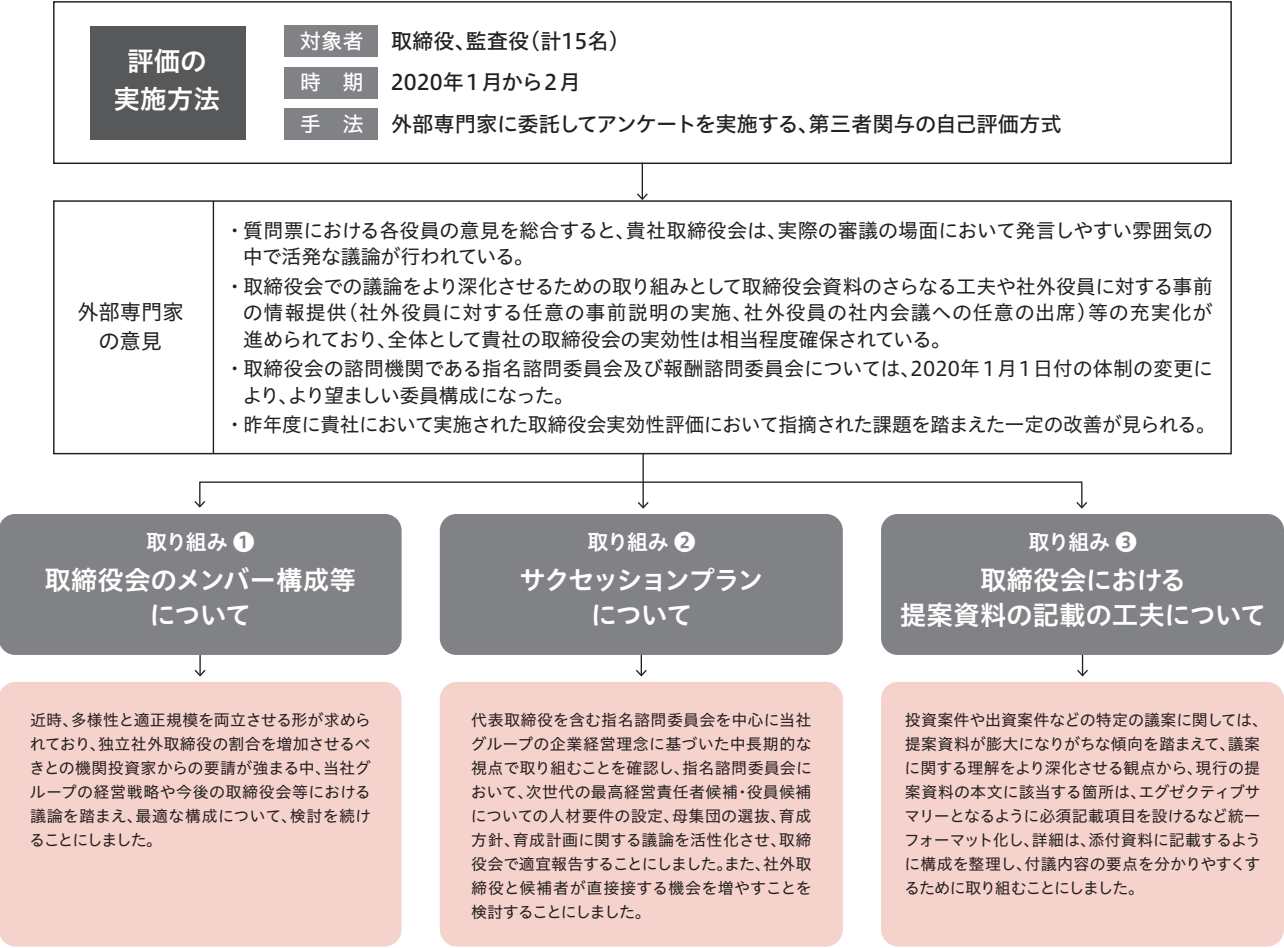
- 2001年  
・執行役員制度の導入  
取締役会の意思決定機能と監督機能の強化
- 2003年  
・社外取締役制度の導入  
経営の透明化と取締役会の監督機能の強化
- 2005年  
・持株会社体制へ移行  
ニチレイグループの全体戦略を担う持株会社と業務執行を担う各事業会社のそれぞれが責任と機動性を発揮できる経営体制を実現するため
- ・独立社外取締役3名体制へ  
女性社外取締役（1名）が初めて就任
- 2006年  
・役員退職慰労金制度の廃止  
経営革新の一環として役員報酬制度の見直しを行い、業績と成果に連動した報酬体系とするため
- ・取締役の任期を1年に短縮  
経営環境の変化に対する機動性を高めるため
- 2012年  
・監査役5名（うち独立社外監査役3名）体制へ
- 2015年  
・コーポレートガバナンス基本方針の制定  
取締役会の諮問機関として、指名および報酬の各諮問委員会の設置など
- 2016年  
・取締役会の実効性評価を実施  
結果の概要を開示
- ・当社株券等の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）の非更新
- ・女性社外取締役を2名に
- 2018年  
・ニチレイグループディスクロージャーポリシーの策定
- 2019年  
・役員報酬制度の改定
- ・「コーポレートガバナンス基本方針」改正（資本政策の改定等・社外監査役の独立性確保の観点からの在任期間（上限）の変更）

コーポレートガバナンス

実効性評価／報酬制度

取締役会評価の状況

当社の取締役会は、その実効性を担保するために、必要に応じて外部専門家の支援を受けながら、取締役会の運営状況等に関する分析・評価を行い、その結果の概要を開示することになっています。



外部専門家の意見

- ・質問票における各役員の意見を総合すると、貴社取締役会は、実際の審議の場面において発言しやすい雰囲気の中で活発な議論が行われている。
- ・取締役会での議論をより深化させるための取り組みとして取締役会資料のさらなる工夫や社外役員に対する事前の情報提供(社外役員に対する任意の事前説明の実施、社外役員の社内会議への任意の出席)等の充実化が進められており、全体として貴社の取締役会の実効性は相当程度確保されている。
- ・取締役会の諮問機関である指名諮問委員会及び報酬諮問委員会については、2020年1月1日付の体制の変更により、より望ましい委員構成になった。
- ・昨年度に貴社において実施された取締役会実効性評価において指摘された課題を踏まえた一定の改善が見られる。

取り組み①

取締役会のメンバー構成等について

近時、多様性と適正規模を両立させる形が求められており、独立社外取締役の割合を増加させるべきとの機関投資家からの要請が強まる中、当社グループの経営戦略や今後の取締役会等における議論を踏まえ、最適な構成について、検討を続けることにしました。

取り組み②

サクセッションプランについて

代表取締役を含む指名諮問委員会を中心に当社グループの企業経営理念に基づいた中長期的な視点で取り組むことを確認し、指名諮問委員会において、次世代の最高経営責任者候補・役員候補についての人材要件の設定、母集団の選抜、育成方針、育成計画に関する議論を活性化させ、取締役会で適宜報告することにした。また、社外取締役と候補者が直接接する機会を増やすことを検討することにした。

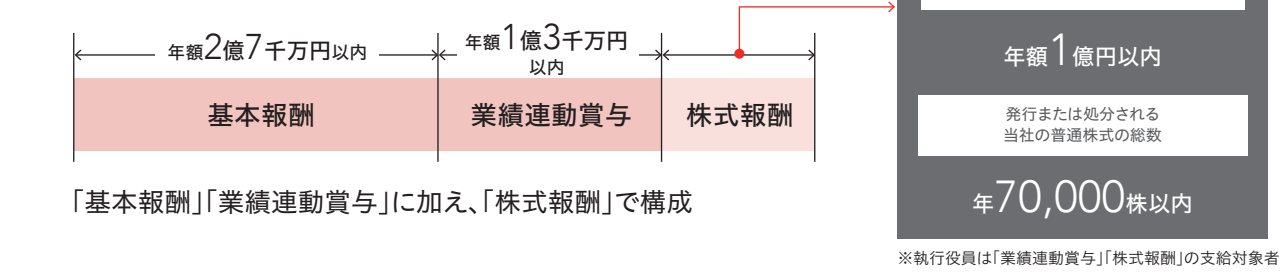
取り組み③

取締役会における提案資料の記載の工夫について

投資案件や出資案件などの特定の議案に関しては、提案資料が膨大になりがちな傾向を踏まえて、議案に関する理解をより深化させる観点から、現行の提案資料の本文に該当する箇所は、エグゼクティブサマリーとなるように必須記載項目を設けるなど統一フォーマット化し、詳細は、添付資料に記載するように構成を整理し、付議内容の要点を分かりやすくするために取り組むことにしました。

役員報酬

中期経営計画「WeWill 2021」の実現に向け、取締役に対するインセンティブ機能を強化するとともに、当社取締役と株主の皆様との価値共有を一層促進することを目的として、取締役(社外取締役を除く)、執行役員の報酬制度を下図のような構成としています。



コンプライアンス／リスクマネジメント

コンプライアンスについての考え方

ニチレイグループは、事業を展開する各国の法令や社会規範を遵守し倫理性を高めるために、様々な取り組みを行っています。従業員が法令や定款を守り、企業倫理に即して行動するための指針や具体的な事例を明示した「行動規範」および「行動規範事例集」を作成し、配布しています。ここには国際的なコンプライアンスの視点で重要と判断される「インサイダー取引の禁止」「反社会的勢力との関与、取引の禁止」など腐敗防止に関する事項も盛り込んでいます。コンプライアンス経営の理念および体制がより浸透するように、従業員を対象としたコンプライアンス研修を実施しています。

<https://www.nichirei.co.jp/corpo/compliance.html>

ニチレイグループの行動規範

1. 人権の尊重・労働に関する法令の遵守
2. 環境保全への取り組み
3. 法令および社内規程の遵守
4. 会社財産の管理と保全
5. 会社財産の私物化の禁止
6. インサイダー取引の禁止
7. 財務情報の信頼性の確保
8. 情報の管理と利用
9. 会社の利益と相反する個人の行為の禁止
10. 公務員、取引先などとの不当な利益の授受の禁止
11. 反社会的勢力との関与、取引の禁止
12. 行動規範の遵守と報告・相談について

リスクマネジメントについての考え方

当社グループは、事業活動を行う上での様々なリスクを、全体的視点から合理的かつ最適な方法で管理し、当社グループの企業価値を最大化するため、代表取締役社長を委員長とするグループリスクマネジメント委員会を設置しています。委員会がグループ全体のリスクの識別・評価を行い、構築したリスクマネジメントサイクルに基づき、当社および各事業会社は自主的に対応するとともに、重要な事項については当社の取締役会等への報告のうえ対応を協議します。

また、「内部統制システムの基本方針」を策定した上で、「業務の有効性と効率性の向上」「財務報告の信頼性の確保」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」の観点から内部統制システムを整備・運用しています。

